#### 甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱

平成19年1月10日

告示第2号

改正 平成28年7月13日 告示第102号

令和4年12月28日 告示第200号

令和5年10月30日 告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市で収集し、処理するごみ(不燃ごみ及び粗大ごみを除く。 以下同じ。)を排出者が搬出する際に使用する甲州市指定ごみ袋(以下「指定袋」と いう。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の仕様)

第2条 指定袋の仕様は、別表及び別図に定めるとおりとする。

(外装袋の仕様等)

- 第3条 指定袋は、種類ごとに10枚を一の単位とし、外装袋に収納するものとする。
- 2 前項に規定する外装袋の表面に指定袋の容量及び枚数、製造物責任法(平成6年 法律第85号)に基づく表示その他市長が定める事項を記載するものとする。

(指定袋の承認)

- 第4条 指定袋を製造しようとする者は、甲州市指定ごみ袋承認申請書(様式第1号) に別に定める書類を添付し市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め たときは、指定袋の製造を承認し、甲州市指定ごみ袋承認書(様式第2号)を交付 するものとする。

(改善の指示)

第5条 市長は、前条第2項の規定による承認を受けた者(以下「承認指定袋製造者」という。)が製造した指定袋及び外装袋が第2条及び第3条に規定する規格に適合しないと認められるものがあったときは、当該承認指定袋製造者に対し改善の指示をするものとする。

(指定袋の承認の取消し)

第6条 市長は、承認指定袋製造者が法律又は甲州市の条例若しくは規則に違反し、 又は市長の指示に従わない場合は、当該承認を取り消すことができる。 (廃止等の届出)

第7条 承認指定袋製造者は、指定袋の製造を廃止し、又は休止した場合は、その日から10日以内に甲州市指定ごみ袋製造廃止(休止)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認指定袋製造者の責務)

第8条 承認指定袋製造者は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑 な販売が行われるよう販売店を確保し、安定供給することを責務とする。

(承認内容の変更)

- 第9条 承認指定袋製造者は、承認を受けた指定袋の内容に変更が生じるときは、その1月前までに、甲州市指定ごみ袋変更承認申請書(様式第4号)に別に定める書類を添付し市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め たときは、当該変更を承認し、甲州市指定ごみ袋変更承認書(様式第5号)を交付 するものとする。

(報告)

- 第10条 承認指定袋製造者は、市長に対し、毎月10日までに前月の卸先ごとの納入(販売)実績、国内在庫数、海外在庫数等に関する報告を行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、指定袋に関してその円滑な運用を図るため、 承認指定袋製造者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成19年甲州市告示第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に甲州市で収集し、処理するごみを排出者が搬出する際 に使用するごみ袋で、市長の承認を受け製造されているものは、この要綱の規定に より製造された指定袋とみなす。

附 則(平成28年甲州市告示第102号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱第3条に規定する指定袋の製造の承認その他の準備行為については、この要綱の施行前においても 行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に甲州市で収集し、処理するごみ袋で、市長の承認を受け製造されているものは、この要綱の規定により製造された指定袋とみなす。

附 則(令和4年12月28日甲州市告示第200号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年10月30日甲州市告示第161号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱第4条の規定する指定袋の製造の承認その他の準備行為については、この告示の施行前においても 行うことができる。

(経過措置)

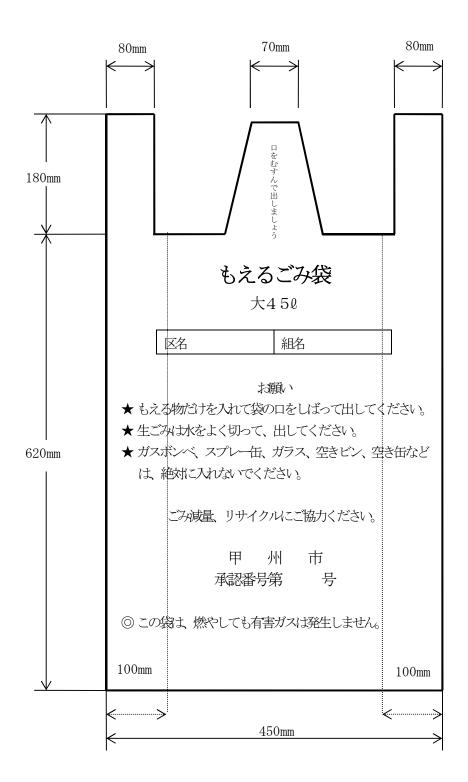
3 この告示の施行の際、この告示の規定による改正前の甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱の規定により承認を受けた指定袋で、現に製造されているものは、改正後要綱の規定により承認された指定袋とみなす。

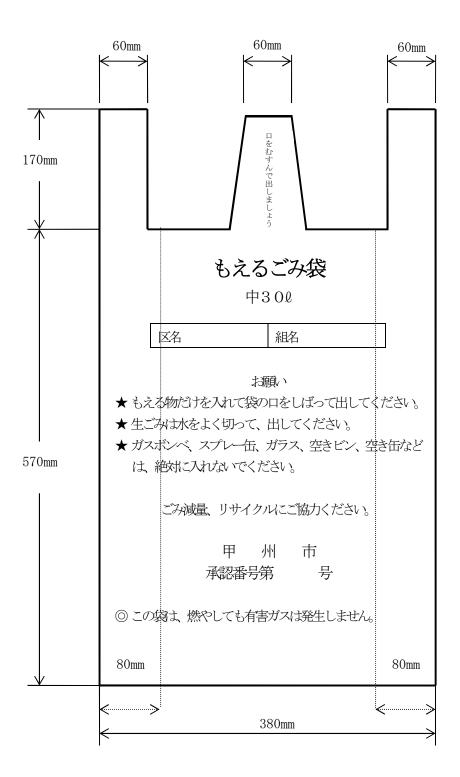
# 別表 (第2条関係)

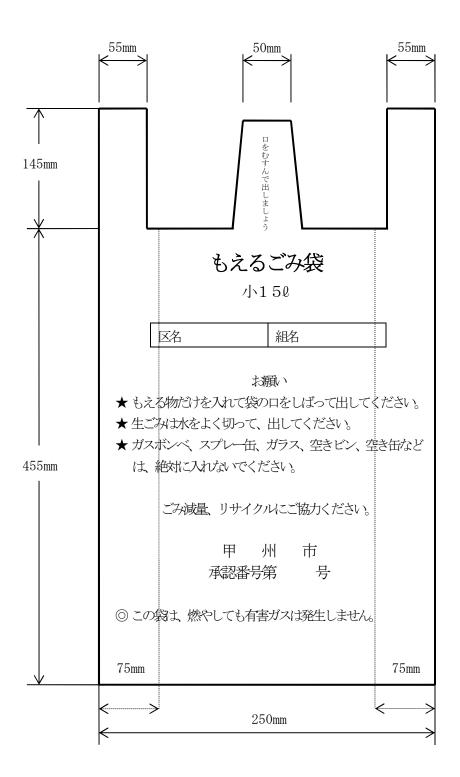
種類項目	(1) 大(450)	(2) 中(300)	(3) 小(15ℓ)		
大きさ	縦 800mm 横 650mm	縦 740mm 横 540mm	縦 600mm 横 400mm		
厚さ	0.027mm以上	0.023mm以上	0.023mm以上		
引張強度(縦・横)	29.4Mpa(30kg f/cm)以上				
伸び率%(縦・横)	150 以上				
材質	高密度ポリエチレン				
指定袋の色	黄色半透明				
印字色	黒色				

## 別図 (第2条関係)

## (1) 大(450)







#### 甲州市指定ごみ袋承認申請書

年 月 日

(宛先) 甲州市長

1. 袋の内容	
2. 指定袋卸(販売)先	
3. 製造工場	
4. 指定袋卸(販売)予定価格	

上記のとおり指定袋を製造したいので、甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱第4 条の規定により申請します。また、製造に関しては、甲州市ごみ袋の指定に関する実施 要綱第2条を遵守いたします。

申請者住所名称代表者連絡先

#### 添付書類

法人の場合は、業務経歴書、定款及び登記簿謄本 個人の場合は、履歴書、個人事業主概要書及び住民票の写し

## 注意事項

- 1 申請の記載事項に変更があった場合には、速やかに指定袋変更申請書を提出すること。
- 2 申請が承認された場合には、見本(指定袋(外装袋含む))及びその検査結果書(寸 法、厚さ、引張強度、伸び率)を提出すること。
- 3 申請者の記載事項が事実と異なる場合には、承認を取り消します。

受付 年 月 日	決済 年 月 日	承認 年 月 日	承認番号
			第  号

注 ※ 太枠内は、記入不要です。

様式第2号(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲州市長即

#### 甲州市指定ごみ袋承認書

年 月 日付けで申請のあった指定袋の承認申請について、甲州市ごみ袋の 指定に関する実施要綱第4条の規定により、次のとおり承認します。

- 1 指定袋の内容
- 2 承認番号 第 号
- 3 承認日 年 月 日
- 4 その他
  - (1) この承認に係る申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに甲州市指定ごみ袋等変更申請書を提出すること。
  - (2) 指定袋が規格に適合しないときは、甲州市ごみ袋の指定に関する実施要綱第 5条の規定により規格不適合の内容について改善を求めます。

# 様式第3号(第7条関係)

(宛先)甲州市長	甲州市指定	官ごみ	袋廃	止 (休	:止)	届出書	年	月	日
廃止(休止)理由									
上記のとおり指定袋の施要綱第7条の規定に、			江上)	したの	で、「	甲州市ごみぽ	袋の指定(	に関す	る実
	届	出者	住名代連絡	称					
廃止(休止)届出受理 <sup>4</sup> 年 月 日	<b>平月日</b>	承認第	番号 号				承認年	月日月日	

注 ※ 太枠内は、記入不要です。

表式第4号(第9条舆位	杀 <i>)</i>							
	甲州市扫	旨定ごみ須	袋変更承認	申請書	fe-r	п		
(宛先)甲州市長					年	月	日	
承認番号			第	号				
変更事項								
		変更前			変更後			
変更内容								
年 月 日付で承記する実施要綱第9条の				すので、甲州	市ごみ袋(	の指定	に関	
	申	請者住	所					
			称					
			表者					
添付書類		<b>建</b>	絡先					
変更の内容に必要とる	される書類							
受付年月日		承認番号	<u>1</u>		変更年	月日		
年 月 日		第	号		年。	月日		

注 ※ 太枠内は、記入不要です。

様式第5号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲州市長即

## 甲州市指定ごみ袋変更承認書

年 月 日付けで申請のあった指定袋の変更承認申請について、甲州市ご み袋の指定に関する実施要綱第9条の規定により次のとおり承認します。

- 1 指定袋の変更内容
- 2 承認番号 第 号
- 3 変更承認日 年 月 日